

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 鳥取県病院局管理規程第 1 号

### 鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、院内保育施設（鳥取県立中央病院（以下「病院」という。）に勤務する鳥取県病院局企業職員（以下「職員」という。）の確保と定着を図り、もって県営病院事業の運営を円滑に行うことを目的として、病院に設置する保育施設をいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 院内保育施設は、病院長が設置し、その管理を行うものとする。

2 院内保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立中央病院院内保育施設	鳥取市江津730番地

(保育対象児)

第 3 条 保育対象は、病院に勤務する職員の子のうち、病気の回復期に至らない子及び病気の回復期にある子であって、生後 3 月から小学校第 3 学年を修了するまでの間にある子（以下「保育対象児」という。）とする。

2 病院長は、保育対象児が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を認めないことができる。

- (1) 疾病、身体虚弱、精神障害等により、院内保育施設での保育が困難であると認められるとき。
- (2) 伝染性の疾患を有するとき又はその恐れがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保育上支障があると認められるとき。

(定員)

第 4 条 院内保育施設の定員は、4 人とする。

(保育日)

第 5 条 院内保育施設の保育日は、1 月 4 日から 12 月 28 日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、病院長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(保育時間)

第 6 条 院内保育所施設の保育時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時までとする。

(保育料等)

第 7 条 院内保育施設を利用する職員（以下「利用者」という。）は、保育料として保育対象児 1 人につき日額 2,500 円を納入しなければならない。

2 利用者は、院内保育に必要な保育材料を使用する場合は、当該保育材料の実費に相当する額として病院長が別に定める額（以下「材料代」という。）を、その使用した数量に応じて納入しなければならない。

3 前 2 項の保育料及び材料代は、利用者が院内保育施設を利用した月の保育料の額に材料代の額を加えた額を利用者の当該月の翌月の給与から控除するものとする。

(入所手続)

第 8 条 利用者は、病院長に入所申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、院内保育施設の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。